



令和 2 年 1 月 31 日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会  
会 長 下 井 直 樹



多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて（答申）

本協議会は、令和元年 11 月 21 日付 31 多健保第 1384 号をもって市長から諮問のあった「多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて」について、会議を令和元年 11 月 21 日、12 月 19 日、令和 2 年 1 月 16 日に、計 3 回開催し審議を進めました。

諮問事項の審議の過程において、平成 30 年 11 月に決定した第 2 期多摩市国民健康保険の運営に関する指針に基づき保険税率の見直しを諮問したこと、多摩市国民健康保険の運営状況、経済財政運営と改革の基本方針 2019 での法定外繰入解消に向けた取組、また、市町村国民健康保険が抱える構造的課題などについても説明がありました。

それによると、東京都から示された令和 2 年度の 1 人当たり国民健康保険事業費納付金は、令和元年度と比較して 3.5% 増、1 人当たり保険料額は 7.2% 増となり、標準保険料率と現行の保険税率とは大きく乖離しています。

これら 1 人当たり国民健康保険事業費納付金の増額、激変緩和措置額の段階的な減少、財政健全化計画に基づく法定外繰入の削減、また、将来的な都道府県単位の保険料水準統一などを踏まえると、被保険者負担軽減のための国民健康保険財政運営基金繰入金を引き続き活用していくこととしているが、第 2 期多摩市国民健康保険の運営に関する指針に定める「前年度比 4% 増」の負担を被保険者に求めることはやむを得ない状況と考えます。

これらを踏まえ、「多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて」について、下記のとおり答申します。

なお、諮問事項の審議において、委員から提出された多摩市国民健康保険の運営に対する意見を付帯意見としてまとめましたので、今後の事業運営にあたり参考としてください。

記

1 保険税率等について

諮問のとおり、医療分所得割を 5.48%に、同均等割を 27,600 円に、後期支援金所得割を 1.78%に、同均等割を 11,400 円に、介護分所得割を 1.58%に、同均等割を 11,600 円に改める。

2 実施時期について

上記の改定は、諮問のとおり、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付帯意見

今回の答申にあたり、次のことに取り組むことを要望します。

- 1 多摩市国民健康保険の運営に際し、法定外繰入を行わざるを得ない国民健康保険財政の厳しさ、また、合わせて将来的には標準保険料率に近づけなければならないことについても理解が得られるよう、市民に対し十分に周知することを求めます。
- 2 医療費の適正化は国民健康保険事業費納付金の抑制、ひいては保険税額の上昇を抑制することに繋がります。ジェネリック医薬品普及や特定保健指導などの保健事業や、重複受診・重複服薬への対応など、医療費適正化に向けた取組みとともに、他市から目標とされるような保健事業を展開し、健幸まちづくりの取組みを推進していくことを求めます。
- 3 前年度比 4%増の負担を被保険者に求めるだけでなく、国や東京都に対し財政支援拡充について要求していくことを求めます。
- 4 市町村国民健康保険が構造的な課題を抱える中で、大局的な視点に立ち、将来的なビジョンとして医療保険の一元化について検討するよう、国や東京都に対し要求していくことを求めます。